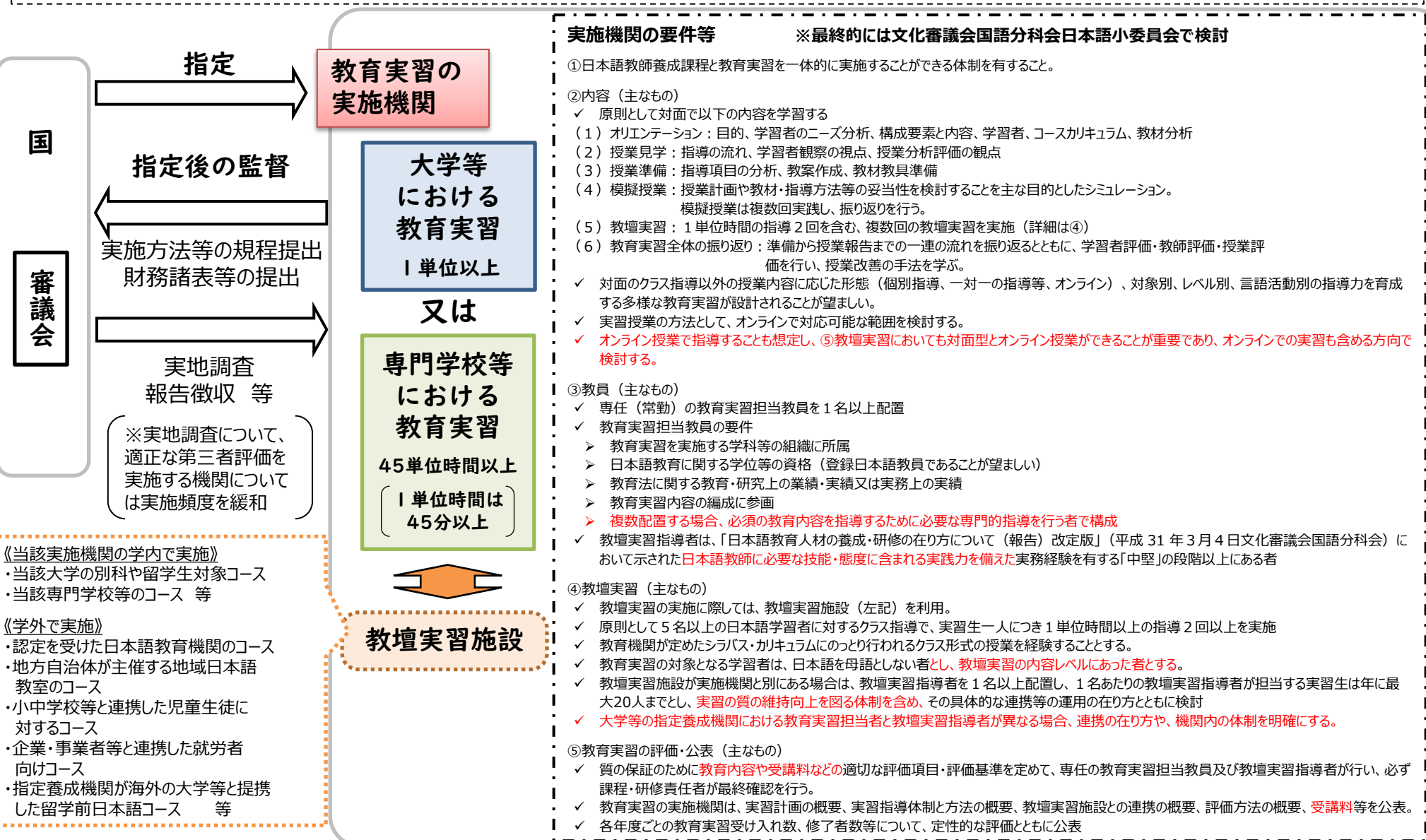


- 令和3年協力者会議の報告書では、日本語教師の国家資格取得に当たり、「日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習を履修することが必要」とされており、実習内容や担当教員の数等が示されている。
- 教育実習については、日本語教師養成課程と教育実習を一体的に実施することができる教育実習の実施機関として文部科学大臣が指定したものが実施するものとし、その際の要件等のイメージを以下に示す（※前回配布資料から修正した箇所は赤字）。



指定 →

← **指定後の監督**

← **実施方法等の規程提出
財務諸表等の提出**

→ **実地調査
報告徴収 等**

（※実地調査について、
適正な第三者評価を
実施する機関について
は実施頻度を緩和）

実施機関の要件等 ※最終的には文化審議会国語分科会日本語小委員会で検討

- ①日本語教師養成課程と教育実習を一体的に実施することができる体制を有すること。
- ②内容（主なもの）
 - ✓ 原則として対面以下の内容を学習する
 - (1) オリエンテーション：目的、学習者のニーズ分析、構成要素と内容、学習者、コースカリキュラム、教材分析
 - (2) 授業見学：指導の流れ、学習者観察の視点、授業分析評価の観点
 - (3) 授業準備：指導項目の分析、教案作成、教材教員準備
 - (4) 模擬授業：授業計画や教材・指導方法等の妥当性を検討することを主な目的としたシミュレーション。
模擬授業は複数回実践し、振り返りを行う。
 - (5) 教壇実習：1単位時間の指導2回を含む、複数回の教壇実習を実施（詳細は④）
 - (6) 教育実習全体の振り返り：準備から授業報告までの一連の流れを振り返るとともに、学習者評価・教師評価・授業評価を行い、授業改善の手法を学ぶ。
 - ✓ 対面のクラス指導以外の授業内容に応じた形態（個別指導、一对一の指導等、オンライン）、対象別、レベル別、言語活動別の指導力を育成する多様な教育実習が設計されることが望ましい。
 - ✓ 実習授業の方法として、オンラインで対応可能な範囲を検討する。
 - ✓ **オンライン授業で指導することも想定し、⑤教壇実習においても対面型とオンライン授業ができることが重要であり、オンラインでの実習も含める方向で検討する。**
- ③教員（主なもの）
 - ✓ 専任（常勤）の教育実習担当教員を1名以上配置
 - ✓ 教育実習担当教員の要件
 - 教育実習を実施する学科等の組織に所属
 - 日本語教育に関する学位等の資格（登録日本語教員であることが望ましい）
 - 教育法に関する教育・研究上の業績・実績又は実務上の実績
 - 教育実習内容の編成に参画
 - **複数配置する場合、必須の教育内容を指導するために必要な専門的指導を行う者で構成**
 - ✓ 教壇実習指導者は、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）において示された**日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を備えた実務経験を有する「中堅」の段階以上にある者**
- ④教壇実習（主なもの）
 - ✓ 教壇実習の実施に際しては、教壇実習施設（左記）を利用。
 - ✓ 原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき1単位時間以上の指導2回以上を実施
 - ✓ 教育機関が定めたシラバス・カリキュラムののっとり行われるクラス形式の授業を経験することとする。
 - ✓ 教育実習の対象となる学習者は、日本語を母語としない者とし、**教壇実習の内容レベルにあつた者とする。**
 - ✓ 教壇実習施設が実施機関と別にある場合は、教壇実習指導者を1名以上配置し、1名あたりの教壇実習指導者が担当する実習生は年に最大20人までとし、**実習の質の維持向上を図る体制を含め、その具体的な連携等の運用の在り方とともに検討**
 - ✓ **大学等の指定養成機関における教育実習担当者とは教壇実習指導者が異なる場合、連携の在り方や、機関内の体制を明確にする。**
- ⑤教育実習の評価・公表（主なもの）
 - ✓ 質の保証のために**教育内容や受講料などの適切な評価項目・評価基準**を定めて、専任の教育実習担当教員及び教壇実習指導者が行い、必ず課程・研修責任者が最終確認を行う。
 - ✓ 教育実習の実施機関は、実習計画の概要、実習指導体制と方法の概要、教壇実習施設との連携の概要、評価方法の概要、**受講料**等を公表。
 - ✓ 各年度ごとの教育実習受け入れ数、修了者数等について、定性的な評価とともに公表

〔当該実施機関の学内で実施〕

- ・当該大学の別科や留学生対象コース
- ・当該専門学校等のコース 等

〔学外で実施〕

- ・認定を受けた日本語教育機関のコース
- ・地方自治体が主催する地域日本語教室のコース
- ・小中学校等と連携した児童生徒に対するコース
- ・企業・事業者等と連携した就労者向けコース
- ・指定養成機関が海外の大学等と提携した留学前日本語コース 等

教育実習について

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)

日本語教師の養成段階における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。

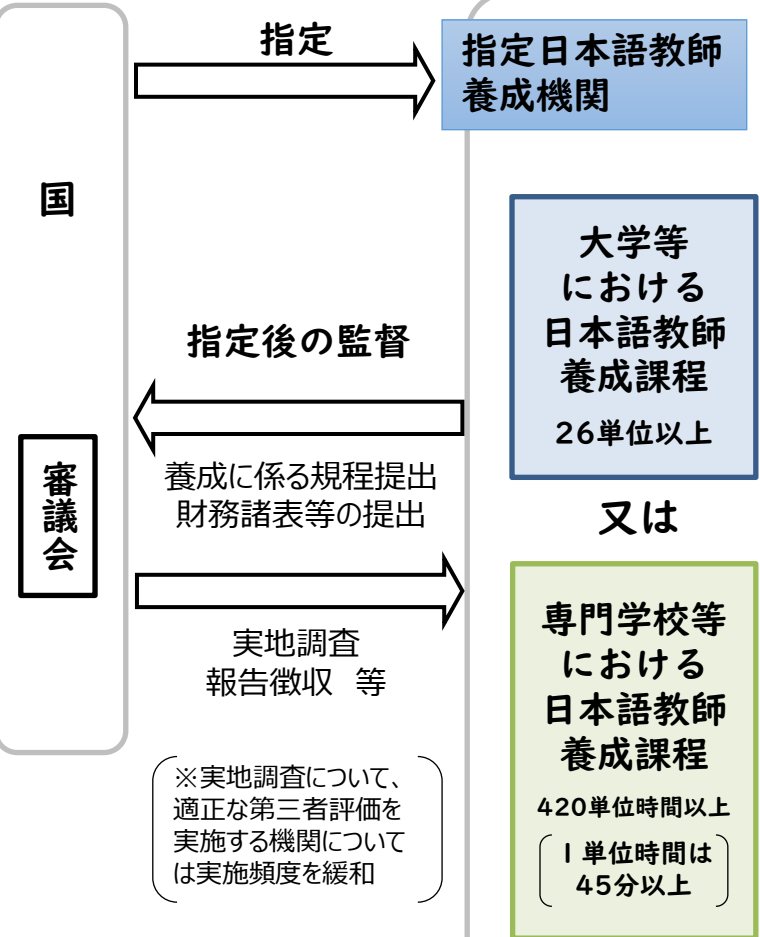
教育実習の指導項目としては、以下の①～⑥を全て含めるものとする。

- ①オリエンテーション
- ②授業見学
- ③授業準備(教案・教材作成等)
- ④模擬授業
- ⑤教壇実習
- ⑥教育実習全体の振り返り

教育実習の指導項目	実習内容(例)
①オリエンテーション	・教育実習全体の目的の理解 ・教育実習の構成要素と内容の理解 ・学習者レベル別、対象別の教育実習に対する留意事項
②授業見学	・授業見学のポイントや視点の理解 ・授業見学及び振り返り ・授業ビデオ視察及び振り返り
③授業準備(教案・教材作成等)	・教壇実習に向けた指導項目の分析 ・教壇実習に向けた教案作成 ・教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④模擬授業	・模擬授業及び振り返り
⑤教壇実習	・教壇実習及び振り返り
⑥教育実習全体の振り返り	・教育実習全体としての振り返り

指定日本語教師養成機関の指定等に係る方向性（イメージ）【たたき台】

- 協力者会議の報告書では、国の指定を受けた養成機関を修了した者について、筆記試験①と教育実習を免除できることとされ、養成課程の最低単位数等や指定の際の審査項目の案等が示された。
- これを踏まえ、指定日本語教師養成機関の質を確保し、ひいては登録日本語教員の質を確保する観点から、指定日本語教師養成機関の指定等については以下のとおりとする。



**大学等
における
日本語教師
養成課程
26単位以上**

又は

**専門学校等
における
日本語教師
養成課程
420単位時間以上
〔1単位時間は
45分以上〕**

指定時の審査項目 ※最終的には文化審議会国語分科会日本語小委員会で検討

- ①機関の基本情報（機関及び日本語教員養成課程の名称、設置形態、代表者、養成研修事業の概要、養成研修の実施形態、養成研修の実施所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先 など）
- ②課程の教育内容等（主なもの）
 - ✓ 次のような観点を踏まえ、コースカリキュラム・シラバス、定員、受講対象者、科目担当教員数及び略歴、修了要件及び評価の考え方、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等を提示すること。
 - 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成 31 年 3 月 4 日文化審議会国語分科会）で示された「必須の教育内容」50 項目を網羅すること
 - 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、言語教育法・実習などを編成すること
 - 「必須の教育内容」50項目の各学習の時間配分が適当であること
 - 養成課程全体として学習が体系的であること
 - 講義、演習形式だけでなく体験、事例研究、問題解決学習など主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れること
 - 機関独自の学習内容を含める場合、養成課程全体の学習内容のうち 2 / 3 以上が「必須の教育内容」50項目に関するものであること
 - テストやパフォーマンス評価等により履修者の理解度の確認を行い、一定水準以上をもって修了させること
 - 通信による課程の場合、一定の単位時間以上の面接授業又は同時双方向性のある多様なメディアを高度に利用した授業による科目を含むこと
 - その他、定員、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等が適正であること
- ③教員（主なもの）
 - ✓ 養成課程を実施する学科等の組織に所属し、養成課程の編成に責任を有する常勤の主任教員を置くとともに、収容定員に応じて一定の数の常勤の教員を置くこと
 - ✓ 各科目の担当教員が、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すること
- ④実施体制、受講管理体制（主なもの）
 - ✓ 日本語教師養成課程の教員組織が適切に整備されていること
 - ✓ 受講管理体制が明確かつ適切に整備されていること
- ⑤財務状況（受講料、教材費、講師謝金等）（主なもの）
 - ✓ 指定日本語教師養成機関の財務状況を提示すること
 - ✓ 受講料、教材費、講師謝金等を適切かつ明確に定めていること
- ⑥教育実習の実習施設及び実施計画 ※詳細は 1 ページ
- ⑦自己点検評価、第三者評価の実施体制（主なもの）
 - ✓ 指定日本語教師養成課程を有する機関は、当該機関における課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設・設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

(参考) 日本語教師の養成段階における必須の教育内容

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)

○日本語教師の養成における必須の教育内容(3領域・5区分・15下位区分・50項目)

領域

区分

社会・文化に関わる領域

【社会・文化・地域】

- ①世界と日本
- ②異文化接触
- ③日本語教育の歴史と現状

- (1)世界と日本の社会と文化
- (2)日本の在留外国人施策
- (3)多文化共生(地域社会における共生)
- (4)日本語教育史
- (5)言語政策
- (6)日本語の経験
- (7)世界と日本の日本語教育事情

【科目例】2～6単位
日本語教育入門/日本語教育概論/国際理解教育/言語政策/多文化共生社会論/日本語教育事情

【言語と社会】

- ④言語と社会の関係
- ⑤言語使用と社会
- ⑥異文化コミュニケーションと社会

- (8)社会言語学
- (9)言語政策と「ことば」
- (10)コミュニケーションストラテジー
- (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動
- (13)多文化・多言語主義

【科目例】2～4単位
社会言語学/言語と社会/言語使用と言語政策/言語使用と社会/多言語社会と言語政策/日本語学講義

【言語と心理】

- ⑦言語理解の過程
- ⑧言語習得・発達
- ⑨異文化理解と心理

- (14)談話理解
- (15)言語学習
- (16)習得過程(第一言語・第二言語)
- (17)学習ストラテジー
- (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【科目例】3～4単位
第二言語習得論/言語学概論/日本語の学習と習得/異文化間教育/教育心理学

教育に関わる領域

【言語と教育】

- ⑩言語教育法・実習
- ⑪異文化間教育とコミュニケーション教育
- ⑫言語教育と情報

- (20)日本語教師の資質・能力
- (21)日本語教育プログラムの理解と実践
- (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン
- (24)教授法
- (25)教材分析・作成・開発
- (26)評価法
- (27)授業計画
- (28)教育実習(*)
- (29)中間言語分析
- (30)授業分析・自己点検能力
- (31)目的・対象別日本語教育法
- (32)異文化間教育
- (33)異文化コミュニケーション
- (34)コミュニケーション教育
- (35)日本語教育とICT
- (36)著作権

【科目例】11～19単位
日本語教授法
日本語教育方法論
日本語教育の内容及方法
日本語教育実践
日本語教育演習
日本語教育方法論
日本語教育実習
教育評価
授業分析・評価
異文化間教育
コミュニケーション論
日本語表現法
異文化コミュニケーションと日本語教育
教材とメディアリテラシー

言語に関わる領域

【言語】

- ⑬言語の構造一般
 - ⑭日本語の構造
 - ⑮コミュニケーション能力
- ※言語研究は養成段階では不要と整理されているので除外

- (37)一般言語学
- (38)対照言語学
- (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系
- (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系
- (43)日本語教育のための文法体系
- (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範
- (46)受容・理解能力
- (47)言語運用能力
- (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力
- (50)異文化調整能力

【科目例】8～12単位
言語学概論/対照言語学/日本語学概論/日本文法/日本語教育文法/日本語学演習/音声指導/コミュニケーション論/コミュニケーション教育

日本語教師の養成段階で求められる資質・能力について

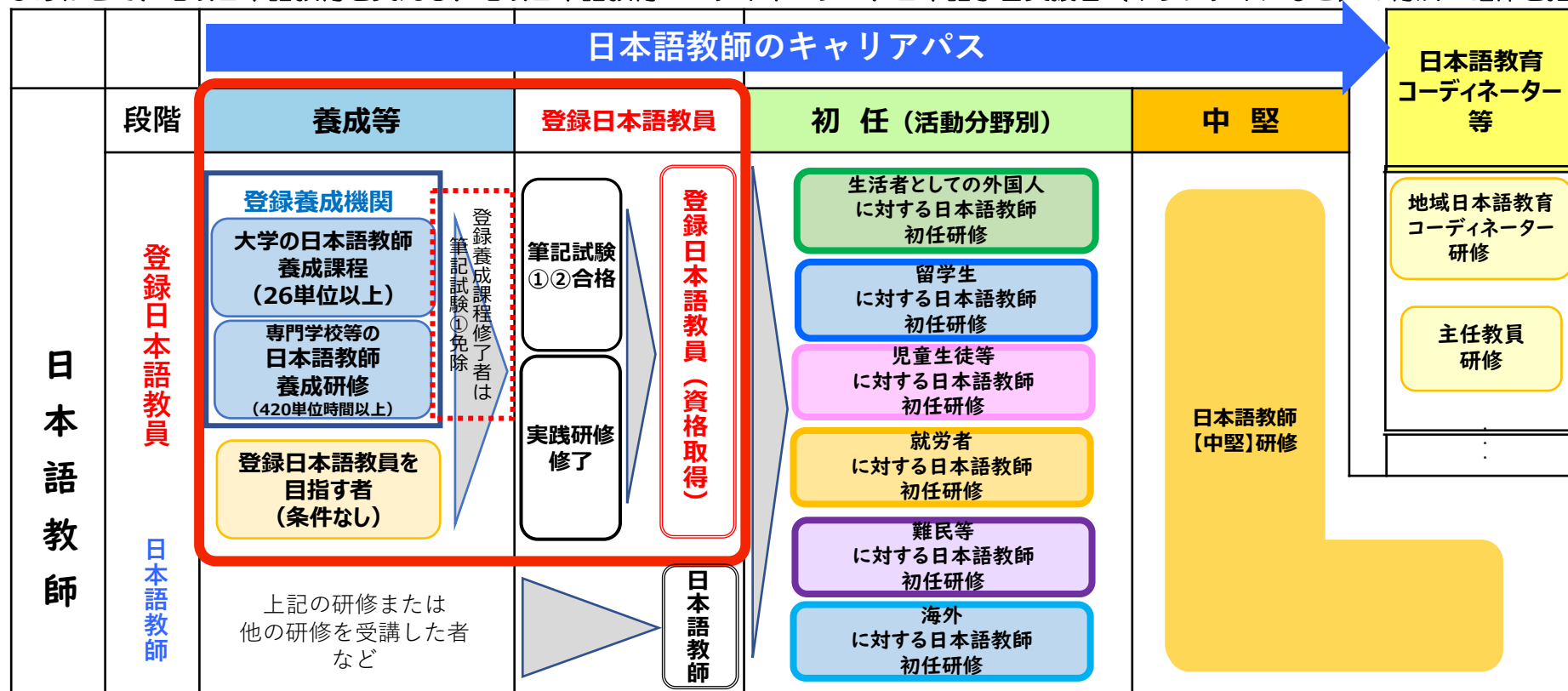
「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)

知識	技能	態度
<p>【1 言語や文化に関する知識】</p> <p>(1) 外国語に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。</p> <p>(2) 個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(3) 日本語教育プログラムやコースにおける各科目や授業の位置付けを理解し、様々な環境での学びを意識したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。</p> <p>(4) 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(5) 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた内容・教材(ICTを含む)・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p>(7) 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。</p> <p>(8) 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(9) 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p>【3 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】</p> <p>(10) 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(11) 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムのコースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。</p> <p>(2) 学習者の日本語能力等に応じて教育内容・教授方法を選択することができる。</p> <p>(3) 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。</p> <p>(4) 学習者に応じた教具・教材を活用または作成し、教育実践に生かすことができる。</p> <p>(5) 学習者に対する実践的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。</p> <p>(6) 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返り、改善を図ることができる。</p> <p>【2 学習者の学ぶ力を促進する技能】</p> <p>(7) 学習者の日本語学習上の問題を解決するために学習者の能力を適切に評価し指導する能力を持っている。</p> <p>(8) 学習者が多様なリソースを活用できる教育実践を行う能力を持っている。</p> <p>(9) 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(10) 学習者が日本語を使うことにより社会につながることを意識し、それを教育実践に生かすことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする。</p> <p>(2) 日本語そのものの知識だけでなく、歴史、文化、社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教育実践に活かそうとする。</p> <p>(3) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。</p> <p>(5) 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感じさせることを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(6) 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協力しようとする。</p> <p>(7) 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、学習者の言語・文化の多様性を尊重しようとする。</p>

※日本語教師に求められる資質・能力については、養成段階において全てを身に付けることは困難である。そのため、日本語教師として従事してからも自己研鑽を積み、教育能力の向上に努める必要がある。

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

- 日本語教師がキャリア形成なを描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

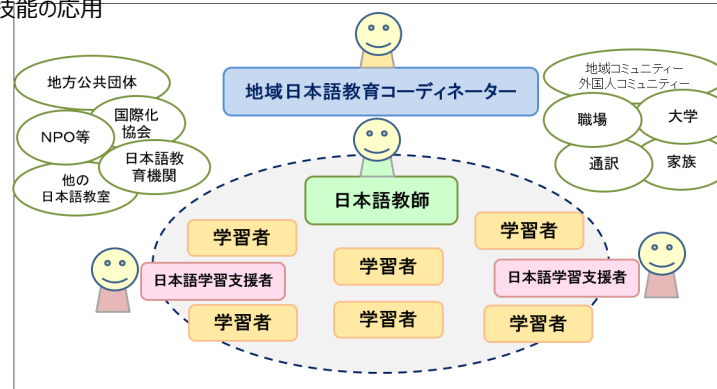


※筆記試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、筆記試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



(参考) 日本語教師の養成段階における必須の教育内容

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)

3領域・5区分・16下位区分		必須の教育内容	その他の教育内容の例
社会・文化・地域 社会・文化に関わる領域	①世界と日本	(1)世界と日本の社会と文化	歴史, 教育, 日本事情, 海外の移民施策 等
	②異文化接触	(2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生(地域社会における共生)	国際協力, 文化交流, 地域協力, メンタルヘルス, 外国人児童生徒等 等
	③日本語教育の歴史と現状	(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情	教師養成, 学習者の推移と多様化, 教育制度, 各国語試験 等
	④言語と社会の関係	(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」	「ことば」と文化, 言語社会学, 教育社会学, 言語接触, 言語管理, 継承語 等
	⑤言語使用と社会	(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動	言語変種, ジェンダー差・世代差, 地域言語と共通語, 地域生活関連情報 等
	⑥異文化コミュニケーションと社会	(13)多文化・多言語主義	言語・文化相対主義, 自文化(自民族)中心主義, 言語選択, アイデンティティ, 異文化間トランス, 言語イデオロギー, 複文化・複言語主義 等
言語と心理	⑦言語理解の過程	(14)談話理解 (15)言語学習	言語処理, 予測・推測, 記憶, 視点, 学習者要因 等
	⑧言語習得・発達	(16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー	幼児言語, 中間言語, 言語喪失, バイリンガリズム, 学習過程, 学習者タイプ, 学習障害・発達障害 等
	⑨異文化理解と心理	(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面	社会的スキル, 集団主義, 教育心理 等
教育に関わる領域 コミュニケーション	⑩言語教育法・実習	(20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画 (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法	学習者情報, 教育情報, 教室活動, 障害者教育 等
	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育	学習者の権利, 国際・比較教育, 国際理解教育, 開発コミュニケーション, 異文化マネジメント, コミュニケーションに関する言語間対照 等

言語にかかわる領域 言語	⑫言語教育と情報	(35)日本語教育とICT (36)著作権	
	⑬言語の構造一般	(37)一般言語学 (38)対照言語学	世界の諸言語, 言語の種類, 音声の種類, 形態(語彙)の種類, 統語の種類, 意味論の種類, 語用論の種類, 言語学史 等
	⑭日本語の構造	(39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範	日本語の系統, 日本語史, 日本語学史 等
	⑮言語研究		理論言語学, 応用言語学, 情報学, 社会言語学, 心理言語学, 認知言語学, 言語地理学, 計量言語学, 歴史言語学
	⑯コミュニケーション能力	(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	表出能力, 談話構成能力, 議論能力 等